

調達仕様書

件名：令和8年度 プリンタ用トナーカートリッジ等単価契約

令和8年4月

粕屋町 総務部総合政策課

1 概要

本件は、粕屋町役場（出先機関含む）で使用するトナーカートリッジ等を単価契約により調達するものである。

2 品名、規格及び予定数量

品名、規格及び予定数量は、以下のとおり。

内訳表

| No | 品名 | 規格 | メーカー | 予定数量 | 単位 |
|----|-----------|-----------|-------|------|----|
| 1 | トナーカートリッジ | 6400H 純正 | RICOH | 20 | 個 |
| 2 | ドラムカートリッジ | 6400 純正 | RICOH | 5 | 個 |
| 3 | ドラムカートリッジ | P6000 純正 | RICOH | 10 | 個 |
| 4 | トナーカートリッジ | 8400 純正 | RICOH | 5 | 個 |
| 5 | ドラムカートリッジ | 8400 純正 | RICOH | 4 | 個 |
| 6 | トナーカートリッジ | P6500H 純正 | RICOH | 10 | 個 |
| 7 | ドラムカートリッジ | P6500 純正 | RICOH | 5 | 個 |

※表に記載の数量はあくまで予定数量であり、増減が生じる。

3 契約方法

1個あたりの単価契約とする。

4 納品方法等について

(1) 契約期間及び納入期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

(2) 納品場所は、粕屋町役場 総合政策課に納入するものとする。

(3) 発注については、総合政策課からの電話等による直接指示（随時）とする。

(4) 発注日から4日以内に納入できること。（ただし、大量に発注する場合は除く。）

(5) 納入品の輸送、納入場所への搬送・養生等の諸費用は、全て契約業者の負担とする。

(6) 納入時に、使用済みのトナーカートリッジおよびドラムカートリッジを回収すること。回収及び処分に係る諸費用は、全て契約業者の負担とする。

5 納入物品の契約不適合

納入された物品の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者の負担と責任において、速やかに物品の取り替え又は改善をすること。

6 その他

- (1) 最小発注数量あたりの単価に消費税及び地方消費税を加算した金額を契約単価とする。
- (2) 1か月ごとの購入個数を取りまとめ、合計額を請求することとする。
- (3) 粕屋町が契約業者から適法な支払い請求書を受け取った日から30日以内に、粕屋町が契約業者へ代金を支払うこととする。
- (4) 「内訳表」記載の予定数量は、年間調達数量を保証するものではない。
- (5) 契約締結後、契約物品の製造が中止され提供が困難になった場合は、その後継の物品又は上位の物品を契約単価で提供すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定するものとする。

7 問い合わせ先

粕屋町役場 総務部 総合政策課 スマートシティ推進室 上杉

電話 092-938-0175

FAX 092-938-3150

以上